

# クーリング・オフ

## クーリング・オフとは

いったん契約しても、一定の期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。

訪問販売などの不意打ち的な販売方法や、仕組みが複雑で契約内容を理解するのが難しい取引などが対象です。

### クーリング・オフができる主な取引と期間

取引内容	期間
訪問販売 キャッチセールス、アポイントメントセールスも含む	8日間
電話勧誘販売 電話で勧誘を受けた取引	8日間
特定継続的役務提供 エステティック、美容医療、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス	8日間
訪問購入 店舗以外の場所で貴金属を含む原則全ての物品を事業者が消費者から買い取る契約	8日間
連鎖取引販売 マルチ商法	20日間
業務提供誘引販売取引 サイドビジネス商法、モニター商法	20日間

**通信販売で結んだ契約はクーリング・オフはできません。**

注文内容を確認する画面に記載された内容で契約を結ぶことになり、解約等は提示された「返品特約」に従います。



下のはがきに必要事項を記入して通知すれば、クーリング・オフの手続きができます。  
(通知の方法については、裏面をご覧ください。)



キリトリ線

### 通知書

次の契約を解除します。

契約年月日 年 月 日

商品名 \_\_\_\_\_

契約金額 円 \_\_\_\_\_

販売会社  
(担当者名) \_\_\_\_\_

支払った代金 円を返金し、  
商品を引き取ってください。

年 月 日

(契約者)

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_



あきらめないで  
クーリング・オフしよう

下のはがきに必要事項を記入して通知すれば、  
クーリング・オフの手続きができます。  
手続きの仕方がわからない場合は、  
県民生活センターへご相談ください。



郵便はがき

□	□	□	□	□	□	□
---	---	---	---	---	---	---

キリトリ線



(会社名)

府都道

代表者

郡市区

様

切手を  
お貼り  
ください

困ったときは、ひとりで悩まず、  
県民生活センターへご相談ください！

困ったときは  
相談を！



やまなし

☎055(235)8455または☎188

山梨県県民生活センター



## クーリング・オフの方法 【はがきの場合】

- 必ず書面で、販売会社宛に通知する
- クレジット契約をした場合には、クレジット会社にも同時に通知する。

○左のはがきに必要事項を記入する。

○両面のコピーをとり、郵便局の窓口で送った証拠が残る  
「簡易書留」か「特定記録郵便」で発送する。

○関係書類は5年間保管する。